

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント整理表

番号	パブリックコメント(要約)	パブリックコメントに対する回答	
1. 動物「爬虫類、両生類、昆虫類」の保全種指定について	1	サキシマヤマトンボは、生息環境が脅かされる状況でなく、個体数も少ないため、保全種に選定する意味はない。	サキシマヤマトンボは、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島・西表島の固有種となっており、個体数が少ないことから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
	2	イシガキニイニイは、生息域が限定的で密度も低く、守られるべき種であるが、種の保存法で対応されているので強制力の低い市条例での規制は無意味。	他法令を所管する関係機関との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全種に対する保全活動がより効果的になると考えております。
	3	イシガキニイニイは、種の保存法や天然記念物としての指定をうけ保護されているので、改めて指定する意味なし。	イシガキニイニイの保全種指定は、他法令等の指定(種の保存法に基づく国内希少野生動植物種、市文化財保護条例に基づく市指定天然記念物)と重なる指定となります。これにより、他法令関係機関との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全種に対する保全活動がより効果的になると考えております。
	4	イシガキヒグラシは、完全に山地性の種で分布域は開発等の影響は皆無で、個体数も安定しており減少傾向は全く無い。指定の理由なし。	イシガキヒグラシは、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島・西表島の固有種となっており、個体数が少ないことから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
	5	チャイロマルバネクワガタは、一年おきに大発生を繰り返す。分布域も広く、発生パターンも安定している。特に個体数の減少もなく、指定の理由なし。	チャイロマルバネクワガタは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島と西表島の固有種であり、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
	6	チャイロマルバネクワガタは、個体数は採集によって減少しない。問題は生息環境の悪化であり、保全種指定には馴染まない。	チャイロマルバネクワガタは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島と西表島の固有種であり、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
	7	ヤエヤママルバネクワガタは、トラップでは採集できない。分布域も屋良部岳から北部半島の山まで広い。個体数も少なくなく、指定の理由なし。	ヤエヤママルバネクワガタは、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島・西表島の固有種であり、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
	8	ヤエヤママルバネクワガタは、保護地区(素案)内では、生息密度が低い場所になっている。そのため保護地区指定の意味なし。	保護地区は、ヤエヤママルバネクワガタに限定したモノではなく、指定した保全種に係るもので、総合的に検討したエリアとなっております。
	9	ヤエヤママルバネを希少種に指定すると、分布域が広く取り締まりのしようがない。	環境省や沖縄県との連携も図り、また市民ボランティアや地域住民の協力、情報提供を頂きながら定期的なパトロールを実施していきます。
	10	ヤエヤママルバネクワガタはトラップ採集できない。	頂いたご意見は、最新の知見として審議会においても情報共有し、指定検討の参考にさせていただきます。
	11	ヤエヤマノコギリクワガタは、海岸林や山裾の低地に分布している。開発の影響で逆に個体数が増加している。指定の理由なし。	ヤエヤマノコギリクワガタは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島・西表島の固有種であり、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント整理表

番号	パブリックコメント(要約)	パブリックコメントに対する回答
12	ヤエヤマノコギリクワガタは、人家灯火にも飛来する種であり、個体数は採集によって減少しない。問題は生息環境の悪化であり、保全種指定には馴染まない。	ヤエヤマノコギリクワガタは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島・西表島の固有種であり、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
13	ヤエヤマノコギリクワガタの項で「石垣島・西表島・与那国島の固有種」とあるが、与那国島に本種は分布していない。	頂いたご意見は、最新の知見として審議会においても情報共有し、指定検討の参考にさせていただきます。
14	イリオモテボタルは、環境適応力が高く山地から畑地・民家でも確認できる。個体数も多く、指定の理由なし。ただし、光害の影響が懸念される種である。	イリオモテボタルは、環境省レッドリスト及び沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島・西表島の固有種であり、個体数が少ないことから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
15	イリオモテボタルの項で「さらに詳細な調査が必要」とあるが、保全種に指定してしまったら、誰が調査するのか。	保全種に指定後も条例第28条の規定に基づき承認を得た調査は可能となっております。
16	オモウスアヤカミキリは、西表島にも分布する。環境改変の影響を受けにくい場所に生息しており、個体数の多いため指定の理由なし。	オモウスアヤカミキリは、沖縄県レッドデータブックの区分において情報不足とされておりますが、八重山諸島にのみ分布する石垣島の固有種とされ、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
17	オモウスアヤカミキリの写真は、コウノゴマフカミキリ沖縄亜種の写真であり、間違い。	オモウスアヤカミキリとして掲載した写真は誤りであるため、修正致します。申し訳ございません。修正事項につきましては、審議会においても情報共有し、指定検討の参考にさせていただきます。
18	イシガキトゲウスバカミキリは、発生期間が短く希少と思われるがち。発生期の個体数は多く、10年ほど安定している。減少傾向もなく、指定の理由なし。	イシガキトゲウスバカミキリは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山諸島にのみ分布し、石垣島・西表島の固有種で、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
19	ベニボシカミキリは、過去に一度だけ死骸が確認されただけ。西表島の個体の遇産の疑いもあり、指定する意味がない。	ベニボシカミキリは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、個体数が極めて少ないことから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
20	ベニボシカミキリは、石垣島での採集例が少なく、今後の調査が期待される種。指定により調査が事実上できなくなる。	保全種に指定後も条例第28条の規定に基づき承認を得た調査は可能となっております。
21	アサヒナキマダラセセリは、ここ数年は大発生している。山頂付近から離れた海岸でも確認できる。また、同種は既に天然記念物に指定されており、改めて指定する理由なし。	アサヒナキマダラセセリの保全種指定は、他法令等の指定(県文化財保護条例に基づく県指定天然記念物)と重なる指定となります。これにより、他法令を所管する関係機関との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全活動がより効果的になると考えております。
22	アサヒナキマダラセセリの保護のためとして、林道沿いの食草を除去することは、行わないでほしい。	食草の除去につきましては、関係機関と情報を共有し、生息環境の保全に努めてまいりたいと思います。
23	コノハチョウは、発生個体数が多く、すでに天然記念物に指定されており、改めて指定する理由なし。	コノハチョウの保全種指定は、他法令等の指定(県文化財保護条例に基づく県指定天然記念物)と重なる指定となります。これにより、他法令関係機関との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全活動がより効果的になると考えております。

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント整理表

番号	パブリックコメント(要約)	パブリックコメントに対する回答
24	ヨナグニサンは、与那国島・西表島では比較的個体数が多い。石垣島の生息は、西表島の過産の可能性あり。	参考とさせていただきます。
25	ヒメフチトリゲンゴロウは、石垣島では多産しており、普通に見られるので誰も記録・評価をしないのが実情。	ヒメフチトリゲンゴロウは、沖縄県レッドデータブックの区分において情報不足とされており、審議会にて「近年記録なし」との意見をj得ております。いただいた情報は参考とさせていただきます。
26	ツマグロチョウは、石垣島の定着種ではない。	参考とさせていただきます。
27	台湾ツバメシジミ沖縄亜種は、石垣島の定着種ではない。	参考とさせていただきます。
28	ハマヤマトシジミは、石垣島の定着種ではない。	参考とさせていただきます。
29	ヤエヤマセマルハコガメは、すでに天然記念物に指定されているため、改めて指定する意味はない。	ヤエヤマセマルハコガメの保全種指定は、他法令等の指定(文化財保護法に基づく国指定天然記念物)と重なる指定となります。これにより、他法令関係機関との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全種に対する保全活動がより効果的になると考えております。
30	キシノウエトカゲは、すでに天然記念物に指定されているため、改めて指定する意味はない。	キシノウエトカゲの保全種指定は、他法令等の指定(文化財保護法に基づく国指定天然記念物)と重なる指定となります。これにより、他法令関係機関との情報共有及び保全体制の連携を強化することができ、保全種に対する保全活動がより効果的になると考えております。
31	ヤエヤマイシガメは、個体数も少なくなく、保全種指定に値しない。	ヤエヤマイシガメは、沖縄県レッドデータブックにおいて一定の区分に選定されており、八重山の固有亜種で、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
32	サキシマカナヘビは、個体数も少なくなく、保全種指定に値しない。	サキシマカナヘビは、環境省レッドリストにおいて一定の区分に選定されており、日本固有種で、個体数が少なく、乱獲が懸念されることから、審議会にて保全種として保護する必要があるとの意見をj得ております。
33	特定の動物を保護するという観点では間に合わないのではないのか。	保全種指定により特定の動植物の保護と併せ、保護地区指定による動植物の生息・生育環境の保全も検討してまいります。
34	生物の個体数はいつと比較してどのくらい減少しているのか。	生物の個体数の増減について、具体的なデータは得られておりません。しかし、全国での大量捕獲、域外持ち出しの事例がある中、石垣島の生物もネット上での売買が確認されており、大量捕獲等による種の絶滅を危惧しているところです。
35	規制対象を絶滅しそうな種のみ限定すること。	素案の保全種は、沖縄県レッドデータブック等既存資料を基本とし、審議会にて保全種として保護する必要があると検討されるに至った種に限定されております。
36	一部指定がのぞましい。日常的に見られ種まで指定する必要なし。	素案の保全種は、沖縄県レッドデータブック等既存資料を基本とし、審議会にて保全種として保護する必要があると検討されるに至った種に限定されております。

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント整理表

番号	パブリックコメント(要約)	パブリックコメントに対する回答	
37	爬虫類や両生類の販売業者の多くは、交通費等を勘案してみればペイしないので、石垣島まで販売種の採集に来ていない。	参考とさせていただきます。	
38	保全種にするとプレミア感が出て、価格が上昇してしまう。普通の虫が簡単に売買されてしまう。今までに興味のなかった人も採集者となってしまふ。	規制により、多くの良識ある採集家の中から金銭目的で不法行為にはしる方はごく一部であると考えております。全国には、捕獲や採集を禁止とする法や条例が数多くありますが、指定によって全体としてかえって悪化したという事例は確認出来ておりません。	
39	保全種以外の種を採集していても、巡視をする方々が専門的な知識を持っていなければ対処しようがない。	パトロールを行う者には、保全種についての知識を身につけて頂くほか、声掛けをする際には、相手に不快な思いをさせないよう指導してまいります。	
40	研究機関に所属しない者が、独自の研究・観察を行うために生物の採取許可が出るのでしょうか。	条例第28条の規定による「学術研究上」の取り扱いについては、別途、「石垣市自然環境保全条例第28条に係る届出・承認に関する取扱要綱」を定めましたのでご確認下さい。	
41	現状を反映していない資料を基準に保全種の選定がなされている。	環境省作成の第4次レッドリスト(H24年8月)と沖縄県作成のレッドデータブック(H17年)等、公表された信頼し得る資料を基に検討を進めております。これらの資料は、定期的に改訂されており、改訂の際には、指定の見直しを行っていく予定です。	
42	市外からでも専門家を新たに招き、審議自体の仕切り直しをするべき。今回の審議にあたっては明らかに専門家の不在という点が問題視される。	審議会は石垣市自然環境保全条例に基づき設置しており、総合的な観点より委員の選任を行っております。また、パブリックコメントの他、審議会以外の有識者に対するヒアリングも実施しております。	
43	保全種指定は、専門家のアドバイスを受けながらアセス業者もしくは石垣島在住の有志(ボランティア)の協力を得て石垣市自身で行うべき仕事。	保全種指定の検討は、専門のコンサルタントと共に情報収集・整理を行い、審議会、パブリックコメント、審議会以外の有識者からの意見を受けて、最終的には石垣市長の承認をもって石垣市自身が決定致します。なお、条例の制定・改正を伴う場合は、市議会にも諮ることとなっております。	
44	昆虫類は種数が多く、保全種選定には少なくとも30人程度の昆虫学者・研究者・愛好家等に意見を聞く必要がある。	保全種の指定については、より多くの意見・情報を参考に指定検討するため、審議会への諮問の他、パブリックコメント、審議会以外の有識者ヒアリングを実施しております。	
2 植物の 保全種 指定	45	生物の個体数はいつと比較してどのくらい減少しているのか。	生物の個体数の増減について、具体的なデータは得られておりません。しかし、全国での大量捕獲、域外持ち出しの事例がある中、石垣島の生物においてもネット上での売買が確認されており、大量捕獲等による種の絶滅を危惧しているところです。
	46	地元の食文化として使われている植物は指定から外すべき。	保全種の指定は、絶滅が危惧されるものに限定しております。地元の食文化を守る為にも絶滅は防がなければなりません。
	47	保全種以外の種を採集していても、巡視をする方々が専門的な知識を持っていなければ対処しようがない。	パトロールを行う者には、保全種についての知識を身につけて頂くほか、関係機関と情報共有、連携を行いながら、適切に巡視活動が行われるよう努めてまいります。
	48	被子植物に関しては、最新のAPG体系の分類もサポートしていただきたい。	分類については、一般の方に分かりやすいように市販の植物図鑑等で用いられているエングラ体系にて整理しております。APG体系での分類サポートの予定はございません。

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント整理表

	番号	パブリックコメント(要約)	パブリックコメントに対する回答
3 保護地区の指定	49	於茂登岳は周辺地域の住民が、オオタニワタリ、オオシロアリタケ、テナガエビ、モクズガニ、オオウナギ、リュウキュウイノシシなどの食糧を求める場になっている。	保護地区内では、保全種以外の動植物の捕獲・採取を控えていただくようお願いします。本条例の趣旨をご理解頂けるよう、周辺住民への周知を図ってまいりたいと思います。
	50	於茂登岳周辺は、特に昆虫類について新種発見も含め新知見が期待できる。それらに門戸を閉ざす今回の保護地区指定に関して反対する。	学術研究上であれば、条例第28条の規定(届け出、承認手続き)により、捕獲・採取の機会が設けられております。
	51	運用に関しては、境界線の詳細をきちんと図示していただきたい。	保護地区の範囲・境界については、現地に案内看板を設置し、注意を呼びかけたいと思います。
	52	保護地区は、実際のパトロールでの運用を考慮し、於茂登林道を含めた部分も保護地区に指定すべきである。	ご指摘の箇所は農道及び嵩田林道のことと思慮致します。当該道路は公道となっておりますので、道路上は地区内に含みません。
4 保護地区内の規制について	53	子ども達が自由に自然にふれあい、昆虫を採集できる環境にしてほしい。	指定された保全種及び保護地区外においても昆虫採集は可能と考えております。ただし、他の法令等で規制されている種及び地区については、注意が必要です。
	54	子どもを規制の対象から外した方がいいのではないか。	種の保全に必要な措置として規制を設けております。議論の結果、子どもたちについても保全種以外の動植物、また保護地区以外で楽しんでいただくようお願い致します。
	55	個人の採集は対象からはずすべき。	種の保全に必要な措置として規制を設けますので、個人も例外となりません。
	56	自然にふれられる機会が減るといふことで、規制に反対。	島の自然の一部である希少野生動植物の絶滅が危惧されている中での規制となっております。機会は減ることになりますが、状況をご理解いただきたいと思います。
	57	素案では採取許可の基準が明記されておらず、アマチュア研究者が実質的に締め出されることを懸念している。	条例第28条の規定による「学術研究上」の取り扱いについては、別途、「石垣市自然環境保全条例第28条に係る届出・承認に関する取扱要綱」を定めましたのでご確認ください。
	58	規制するだけで保全につながるのか疑問。	規制も保全に効果的な対策の一つであると考えております。
	59	全面規制は反対。	規制の対象は保全種に指定された種及び保護地区に指定されたエリアのみの限定的なものとなっており、全面規制ではありません。
	60	業者や密猟者に規制をかけても、採り続けるのではないか。	悪質な業者や密猟者に対しては、関係機関と連携を図り、厳しく取り締まっていきます。
	61	規制をかけても、悪質な採集者の取締は困難。効果は薄い。	悪質な業者や密猟者に対しては、関係機関と連携を図り、厳しく取り締まっていきます。
	62	完全な監視保護体制の確立以前に不用意に昆虫を保全種にしてしまう行為は、昆虫の乱獲の状況を悪化させてしまう。	市民・観光客へ周知を図るとともに、監視保護体制の構築についても進めてまいります。
	63	採集者の心理として、監視がされていない場所で異常なほどの乱獲が起こる可能性がある(奄美大島や徳之島の例がある)。	乱獲等の情報については、関係機関と情報共有を図り注意してまいります。

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント整理表

	番号	パブリックコメント(要約)	パブリックコメントに対する回答
	64	保護地区指定するなら、地区内の一切の開発行為なども規制されるべき。明言して頂きたい。	開発行為については、自然公園法や石垣市自然環境保全条例において、開発行為の規模、場所によって一定の規制が既に設けられております。そのなかで開発行為につきましては、チェックしてまいります。
5 ・ そ の 他	65	現在の段階で、環境を改善する取組みは行われているのか。	環境省や沖縄県等関係機関と共にサンゴ保全や赤土流出対策、外来種対策等の他、自然環境保全の普及啓発も行っております。
	66	採って罰則を厳しくするよりも、もっと採られないようにする対策を強化すべき。	今回は、罰則を厳しくするものではありません。
	67	ネットでの販売は法律的に禁止すべき。	保全種の指定により、大量捕獲や乱獲を防ぎ、希少な野生動植物種の販売取引の抑制効果があると考えております。
	68	販売目的等の乱獲は厳しく規制するべきだと思う。	保全種の指定により、大量捕獲や乱獲を防ぎ、希少な野生動植物種の販売取引の抑制効果があると考えております。
	69	乱獲による減少を懸念するのであれば、売買目的の無制限な採取を禁止し・監視すべき。	保全種の指定により、大量捕獲や乱獲を防ぎ、希少な野生動植物種の販売取引の抑制効果があると考えております。
	70	密猟対策であれば、流通する時点や販売している所から取り締まれないか。	関係機関との情報共有・情報収集に努め、対応を検討してまいります。
	71	子ども達や観光客に自由に生物とふれあってほしい。	石垣市には、保全種や保護地区以外でも自然と触れ合える環境があります。それらの場所にて自然とのふれあいを楽しんでいただきたいと思っております。
	72	子ども達の自然とのふれあい(昆虫採集)に対する規制の影響への懸念	指定された保全種及び保護地区外では、昆虫採集は可能と考えております。ただし、他の法令等で規制されている種及び地区については、注意が必要です。
	73	自然環境が規制により身近なものでなくなってしまうことへの不安	指定された保全種及び保護地区外では、昆虫採集等は可能です。また保護地区内の立ち入りは制限されませんので、自然にふれあう機会は十分に確保されると考えております。
	74	子ども達が自由に自然にふれあい、昆虫を採集できる環境にしてほしい。	指定された保全種及び保護地区外では、昆虫採集は可能と考えております。ただし、他の法令等で規制されている種及び地区については、注意が必要です。
75	一部の大人のために、子ども達が息苦しくなることはやめてほしい。	将来の子どもたちにも島の希少な野生動植物を残していくことも私たち大人の役割だと考えております。今後は、規制が縮小となるように自然環境の保全に努めていきたいと思っております。	
76	理科教育の観点から、身近な生物の採取には寛容な態度をとるべきである。	素案の保全種は、沖縄県レッドデータブック等既存資料を基本とし、審議会にて保全種として保護する必要があると検討されるに至った種に限定されております。	

希少野生動植物保全種及び保護地区の指定(素案)に係るパブリックコメント整理表

番号	パブリックコメント(要約)	パブリックコメントに対する回答
77	この素案で生き物から遠ざかるのは、子ども達や一般市民だけではないか。	指定する保全種は、絶滅が危惧される種に限定しており、規制は保全を目的としています。状況として、遠ざかりつつあり、このままでは、目にすることがなくなる恐れがあります。
78	於茂登岳に登山・昆虫採集等に訪れる観光客への影響をどう考えるか。	豊かな自然、多様な生き物があってこそ、魅力ある石垣島、於茂登岳であると考えます。自然環境の保全が結果観光客を惹きつけることに繋がると考えております。
79	昆虫採集を目的に全国から観光客が来島している。規制により経営に影響がでる。	豊かな自然、多様な生き物があってこそ、魅力ある石垣島、於茂登岳であると考えます。自然環境の保全が結果観光客を惹きつけることに繋がると考えます。
80	石垣島に来島する昆虫愛好家をシャットアウトすることになり、観光対策としての問題が多く残る。	豊かな自然、多様な生き物があってこそ、魅力ある石垣島、於茂登岳であると考えます。自然環境の保全が結果観光客を惹きつけることに繋がると考えます。
81	昆虫類の調査のほとんどは、アマチュアの昆虫愛好家によって積み上げられたもの。審議にあたっては、この点に留意していただきたい。	参考としてきた既存資料等について、その作成に多くのアマチュア昆虫愛好家の方々が関わっていることを承知しております。今後もアマチュア昆虫愛好家によるこの分野への貢献を考慮し、研究機会につきましては検討していきます。
82	審議会のプロセスは地元紙にわずかに紹介されるだけで、多くの市民に情報が入りにくい。次回以降、審議会は開かれた場での議論が行われることを強く要望する。	審議会は、報道機関にオープンにしております。資料等についてもホームページ上で公表していきます。
83	周知期間を十分に確保するようにしてほしい。	周知期間については、必要な周知期間を設けると共にさまざまなツールを活用してまいります。
84	一覧は、利用する人に便利であったほうが良いと思う。	保全種や保護地区については、分かりやすく利用しやすいパンフレットを作成します。
85	自然に詳しいガイドさんと共に山登りしながら自然に親しむイベントも開催してほしい。	自然に親しむイベント等については、環境教育や保全策の一環とし、関係機関と連携・協力し、取り組んでまいります。
86	数キロごとにアニマルパスを設けられないか。	ロードキルの防止等、野生動物に配慮した道路整備も今後の課題です。関係機関との情報共有を図ってまいります。
87	自然をよく知ることのできる、自然博物館なるものがないか？	既存施設を活用し、野生動植物に関する展示資料等による環境教育や普及啓発について関係機関と連携し、取り組んでまいります。
88	於茂登岳の頂上に島を一望できる展望台をつくれれば、市民の憩いの場として、市民に愛され、誇りの持てる身近な場所になると思う。	提案事項として関係機関と情報共有いたします。